

栃木県眼科一次救急診療規程

（目的）

第1条 この規程は、県民の休日における眼科一次救急診療確保のために定めるものである。

（構成）

第2条 栃木県眼科医会会員のうち、基幹病院に勤務する会員を除く 70 歳未満の医師で構成する

（対象日）

第3条 診療の対象日は、日曜日、祝祭日および年末年始（12 月 30 日から 1 月 3 日）とする。

（当番日）

第4条 当番日の順番については総会で会員の承認を得て決定する。

2. 当番日の都合が悪くなった場合は、各自交代する医師を決定し、本会事務局、診療施設、タクシー会社への報告を義務とする。

（受付時間及び受付業務）

第5条 受付時間は、午前 10 時から午後 5 時とし、受付業務は当該施設事務職員が行うものとする。

（診療時間）

第6条 診療時間は、受付時間内に受付した患者の診療が完了するまでとする。

（診察室）

第7条 診察室は、NHO 栃木医療センター（以下、「医療センター」という）眼科診療室とする。

（看護師および医療器具）

第8条 看護師は当該診療施設勤務の看護師とし、医療器具は当該診察室のものを使用する。

（給与）

第9条 眼科一次救急診療を行った者には、医療センターと本会の契約により、医療センター臨時医師給与規程に基づいて当該病院より給与が支給される。

（通勤手段）

第10条 通勤は、県全域すべて契約タクシーを利用する。

（雑則）

第11条 この規程にさだめるもののほか、必要な事項は、理事会の決議を経て決定する。

付 則 この規程は平成 26 年 5 月 11 日より施行する。